

第 2 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 1 2 月 7 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時 1 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄		○	
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信		○	農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 7 番	岸	正二委員
	議席 8 番	田中	修之委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田	順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田	恵美
	主 事	奥山	早紀	
	主 事	吉田	智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局長

おはようございます。

開会前に、議案書を発送後に取り下げが1件ございましたので、報告いたします。

議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、申請番号3の2番について取り下げがありました。削除をお願いします。

それでは、第23回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

それでは、令和5年度第23回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番廣瀬淳委員、議席番号10番青木明雄委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号7番岸正二委員、議席番号8番田中修之委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は岸正二委員と田中修之委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の3ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

	以上で、報告第2号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。 報告書の5ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 届出は、5ページから8ページに記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は1番から8番は相続、9番は遺贈、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。 報告書の9ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 届出は、記載の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。 以上で、報告第4号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。 それでは、渋川地区を飯塚敬子第2班長代理、子持、赤城地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に飯塚第2班長代理、お願いします。
15 番	着座にて説明させていただきます。 令和5年11月28日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、眞下委員、岸委員、高橋委員と私、飯塚。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。 渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。 それでは、議案書に沿って報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。 はじめに4条申請であります。 5ページをご覧ください。 申請番号4の1番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。 次に5条申請であります。 7ページをご覧ください。 申請番号5の1番の現地は、東は山林、西と北は道路、南は転用許可済地となっています。申請地は問題ないと思われます。 申請番号5の2番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっていま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西は道路、南は畑と宅地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の5番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の6番の現地は、東と西は宅地、南は転用許可済地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、石田第2班長お願いします。

18 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年11月27日に実施しました、第2班子持、赤城地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員、角田委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が1件、合計3件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と南は道路と畑、西と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号4の3番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資

料により説明を受け現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班子持、赤城地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 協議第1号 地籍調査における農地に関する地目認定について」を議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員より説明させていただきますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理
課

土木管理課国土調査係の林です。

はじめに、地籍調査事業の概要について説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成することになります。

渋川市では令和4年度から2箇年にわたり、渋川市北牧、横堀地内の一部を北牧Ⅰ、横堀Ⅹとして現地調査及び測量を実施しております。

北牧Ⅰ、横堀Ⅹ地区は、調査面積0.26km²を調査いたしました。
それでは、お手持ちの協議書についてご説明いたします。
協議書2ページ目をご覧ください。

今回追加となる渋川市北牧地内の1筆については、地権者から地目変更をしたいと要望があり、現地の状況より畑として現地地目の確認が出来たことによる追加の協議となります。

表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者名、調査前及び調査後の地目と面積になります。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
お諮りします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。

続きまして、「議事日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の3番保留分から3の4番保留分の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ関連です。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分は、11月7日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人又は世帯員等が同法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから、保留とした案件です。

その後、申請代理人をとおして譲受人に対し、農業経営が確認できる書類及び面談を求めたところ、農業経営が確認できる書類につきましては、譲受人あての業者の請求書1枚、仕切書1枚の写しの提出がありました。

面談につきましては、年内は面談はできないとの回答でありました。

なお、請求書に記載のあるハウレンソウ及びキャベツの種について作付け地を確認したところ、前橋市地内の農地との回答がありましたが、現地確認では作付けの確認ができない状況でありました。

つきましては、農地法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから、引き続き許否の判断は保留とさせていただきたいと思います。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の3番保留分から3の4番保留分の2件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

14 番

はい、議長。14番角田。

議 長

はい、14番。角田委員。

14 番

お伺いしたいのですが、先月に引き続いて今回も保留ということですが、踏み込んだ様相をお聞きすると、農地の管理について過去疑義が出た方のご子息ということもあり、状況についても進展がありません。どのくらい待つて決断すべきなのか示していただきたいのですがいかがですか。

議 長

運営委員を代表して私がお答えします。

先程の質問ですが、申請番号3の3番保留分と3の4番保留分について、

12月中に面談をすると総会で約束をしましたが、相手方から12月いっぱいには出席できないと回答をいただいたので、再度の保留とするものです。

なぜこうした事態になっているかというと、過日前橋市地内の現地を調査しましたところ、畑はきれいに耕されていますが、作物を作った形跡がありませんでした。近所の方に作物を作っていたか聞き取りをしましたが、作っていないと回答を得ました。

しかし、事務局には事実確認はできませんが、種を買って耕作をしているという報告書が提出されています。本人に確認をとれなければ審議しないと過日決しましたので、再度保留としたものです。ご理解賜りたいと思います。

14 番 ありがとうございます。では、次回まで延期ということですね。

議 長 はい。今朝運営委員で協議しまして、相手方代理人に農業委員会会長名で文書を送付し、回答を待つと決定しましたので、ご了承願いたいと思います。

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

議案第1号、申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件については、譲受人又は世帯員等が農地法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから再度保留とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件については、保留とすることに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書の3ページをお願いいたします。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号3の1番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。 また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして、は記載のとおりです。 以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番の1件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。
2 番	はい、議長。2番高橋。
議 長	はい、2番高橋委員。
2 番	農地の購入者が東京都の方ですが、なぜ認めたのか説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	こちらにつきましては、渋川市が行っている農地付き空き家制度を利用した購入となっています。購入が認められましたら、空き家と同時に農地も取得するという申請です。
2 番	ありがとうございます。一番いいことですね。
議 長	ほかにありますか。 (「なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。 議案第2号、申請番号3の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号3の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、「議事日程第11 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書5ページをお願いいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号4の1番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、農地改良を実施するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

11 番 はい、議長。11番内山。

議 長 はい、11番内山委員。

11 番 申請番号4の2番ですが、農地改良となっておりますが、内容は分かりますか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 この農地につきましては、申請人が平成26年に購入しましたが、当時から周辺の農地と比べ掘り下げてありました。当時すぐに改良を行えば良かったのですが、今になってしまったということです。周辺と比べ土地自体がくぼんでおり、土を入れて耕作をしたいと申請が出ているものです。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 補足として、改良後はキャベツを作付けする計画となっています。作付時期につきましては、4月ということで記載されています。1年間の一時転用申請許可になりますので、令和7年の4月に作付けということになるかと思います。

11 番 農地改良ということなので、優良農地になるのであれば良いですが、ほかの場所で土を積み上げたという事例もあり、心配した次第です。優良農地として利用されるのであれば、問題ありません。

議 長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第3号、申請番号4の1番から3番の3件のうち、3,000㎡を超える案件の申請番号4の2番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号4の2番の1件を除く、申請番号4の1番から3番の2件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件のうち、申請番号4の2番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号4の2番の1件を除く申請番号4の1番から3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから9ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から7番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅

が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

申請番号5の1番から7番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から7番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

11ページからであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人が12人、受人が10人、筆数が21筆、面積は20,337.99㎡です。

この個別の内訳は、12ページから13ページの令和6年1月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第5号農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第23回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時10分>